

令和7年

第3回市議会定例会 議案第13号

令和6(2024)年度函館市公共下水道事業会計剰余金の
処分について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定
により、令和6(2024)年度函館市公共下水道事業会計で生じた剰
余金を下記のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出

函館市長 大 泉 潤

記

令和6(2024)年度函館市公共下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	円 10,027,588,666	円 1,288,650,640	円 3,188,731,279
議会の議決による処分数額	1,201,344,140		△1,201,344,140
資本金への組入れ	1,201,344,140		△1,201,344,140
条例第7条による処分数額			
処分後残高	11,228,932,806	1,288,650,640	(繰越利益剰余金) 1,987,387,139

(注) 表中の「条例」は函館市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年函館市条例第51号)
を指す。

(根拠規定)

地方公営企業法第32条第2項